⑯ 営業収益		
他社販売電力料		「地帯間販売電力料」以外で、小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、発電事業者、みなし小売電気事業者及びみなし登録特定送配電事業者に対して販売した電気（事業の用に供するための電気に限る。）の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、小売電気事業者、一般送配電事業者、みなし小売電気事業者及びみなし登録特定送配電事業者に対して販売した非化石証書の代金、卸電力取引所を介して販売した電気の料金及び非化石証書の代金、非電気事業用電気工作物を設置する者に対して販売した電気の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、新エネルギー等電気相当量の代金及び特定卸供給事業者との間に締結した契約に基づく需要の抑制によつて生じた電気の対価として得た調整金を「他社販売電源料」、「他社販売送電料」及び「非化石証書販売収益」に区分して整理する。ただし、「他社販売電源料」及び「他社販売送電料」に区分し難いもの並びに「他社販売電源料」及び「非化石証書販売収益」に区分することが適当でないものは、「他社販売電源料」に整理することができる。
	他社販売送電料 非化石証書販売収益	小売電気事業者、一般送配電事業者、みなし小売電気事業者及びみなし登録特定送配電事業者に対して販売した非化石証書の代金並びに卸電力取引所を介して販売した非化石証書の代金を整理する。

⑯ 営業収益		
他社販売電力料		「地帯間販売電力料」以外で、小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、発電事業者、みなし小売電気事業者及びみなし登録特定送配電事業者に対して販売した電気（事業の用に供するための電気に限る。）の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、卸電力取引所を介して販売した電気、非電気事業用電気工作物を設置する者に対して販売した電気の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、新エネルギー等電気相当量の代金及び特定卸供給事業者との間に締結した契約に基づく需要の抑制によつて生じた電気の対価として得た調整金を「他社販売電源料」及び「他社販売送電料」に区分して整理する。ただし、「他社販売電源料」及び「他社販売送電料」に区分し難いものは、「他社販売電源料」に整理することができる。
	他社販売送電料 ［新設］	［新設］

備考　表中の［　］の記載は注記である。